資料5

平成 24 年 11 月 9 日

法的脳死判定記録書 兼 法的脳死判定のチェックシート

脳死判定を受けた者 氏名	 ※ 法的脳死判定を実施する際には、下線部に必要事項を記入し、該当するチェックボックス(□)に✔印を入れて下さい。 ※ このチェックシートは、このまま臓器移植法の施行規則(第5条)に定められた脳死判定記録書となります。 また、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」の検証資料としても提出することができます。
性別 生年月日 年 月 日生 脳死判定を承諾した家族 代表者氏名	脳死判定を受けた者
性別 生年月日 年 月 9 日生 脳死判定を承諾した家族 代表者氏名	氏名
脳死判定を承諾した家族 代表者氏名 住所 脳死判定を受けた者との続柄 脳死判定を受けた者及び家族の意思 (ア〜ウのいずれか) (ア〜ウのいずれか) (脳死判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示しており、脳死判定に従う意思がないことを表示していない) → 家族が脳死判定を拒まない(承諾している)又は家族がない □拒まない(承諾している) □家族がない □拒んでいる □イ 本人意思が不明の場合 (脳死判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思がないことを表示しておらず、脳死判定に従う意思がないことを表示していない) → 家族が脳死判定を行うことを書面により承諾している	住所
代表者氏名	性別 生年月日年月日生
住所	脳死判定を承諾した家族
脳死判定を受けた者及び家族の意思 (ア〜ウのいずれか) (ア〜ウのいずれか) (ア〜 本人の意思表示ありの場合 (脳死判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示しており、脳死判定に従う意思がないことを表示していない) → 家族が脳死判定を拒まない(承諾している)又は家族がない □拒まない(承諾している) □家族がない □拒んでいる □イ 本人意思が不明の場合 (脳死判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思がないことを表示しておらず、脳死判定に従う意思がないことを表示していない) → 家族が脳死判定を行うことを書面により承諾している	代表者氏名
脳死判定を受けた者及び家族の意思 (ア〜ウのいずれか) □ア 本人の意思表示ありの場合 (脳死判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示しており、脳死判定に 従う意思がないことを表示していない) → 家族が脳死判定を拒まない(承諾している)又は家族がない □拒まない(承諾している) □家族がない □拒んでいる □イ 本人意思が不明の場合 (脳死判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思がないことを表示しておらず、脳死判定に従う意思がないことを表示していない) → 家族が脳死判定を行うことを書面により承諾している	住所
(ア〜ウのいずれか) □ア 本人の意思表示ありの場合 (脳死判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示しており、脳死判定に 従う意思がないことを表示していない) → 家族が脳死判定を拒まない(承諾している)又は家族がない □拒まない(承諾している) □家族がない □拒んでいる □イ 本人意思が不明の場合 (脳死判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思がないことを表示しておらず、脳死判定に従う意思がないことを表示していない) → 家族が脳死判定を行うことを書面により承諾している	脳死判定を受けた者との続柄
 □ア 本人の意思表示ありの場合 (脳死判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示しており、脳死判定に 従う意思がないことを表示していない) → 家族が脳死判定を拒まない(承諾している)又は家族がない □拒まない(承諾している)□家族がない□拒んでいる □イ 本人意思が不明の場合 (脳死判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思がないことを表示しておらず、脳死判定に従う意思がないことを表示していない) → 家族が脳死判定を行うことを書面により承諾している 	脳死判定を受けた者及び家族の意思
□承諾している □承諾していない	 □ア 本人の意思表示ありの場合 (脳死判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示しており、脳死判定に従う意思がないことを表示していない) → 家族が脳死判定を拒まない(承諾している)又は家族がない □拒まない(承諾している)□家族がない□拒んでいる □イ 本人意思が不明の場合 (脳死判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思がないことを表示しておらず、脳死判定に従う意思がないことを表示していない) → 家族が脳死判定を行うことを書面により承諾している

□ 脳死判定を受けた者が親族に対し臓器を	優先的に提供する	<u> 意思</u> を書面により表示している
脳死判定への家族の立会の有無	□有	□無

器質的脳障害の原疾患名	

法的脳死判定の前に確認すべき事項

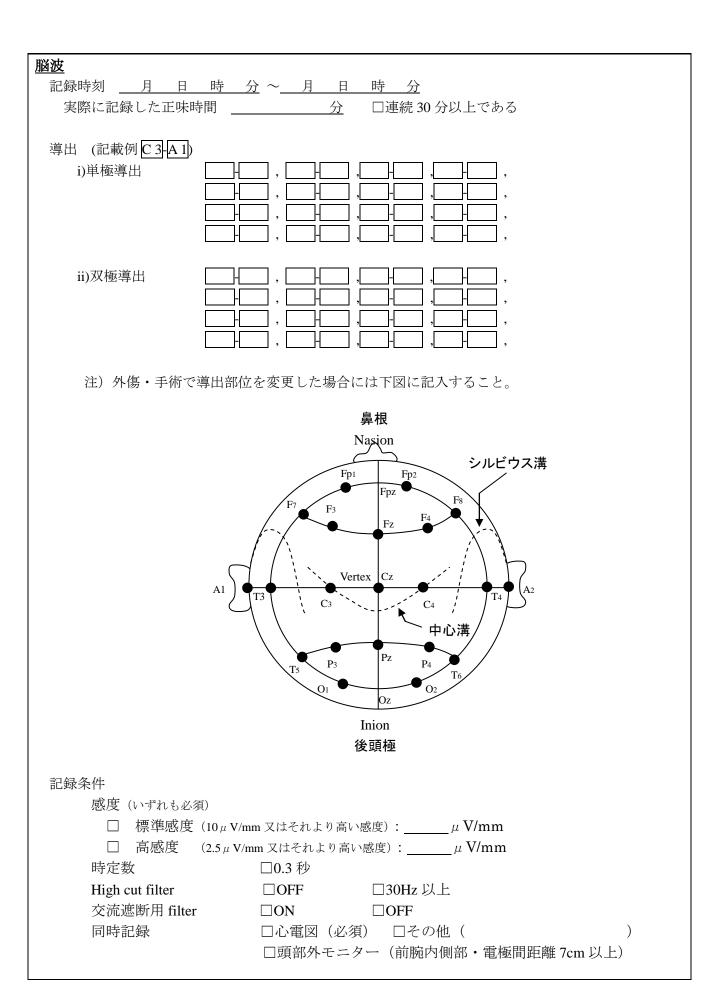
前提条件	・器質的脳障害により深昏睡及び自発呼	吸を消失した状態	態にある
(<u>すべて該当する</u>	□該当する □該当しない・	器質的脳障害の	原疾患が確実に診断
ことが不可欠)	されている		
	□該当する □該当しない		
	・器質的脳障害の原疾患に対して行い得	尋るすべての適切	な治療を行った場合
	であっても回復の可能性がないと判断	折される	
	□該当する □該当しない		
画像診断	□CT: 最終施行日時:年月_	日:	
(<u>いずれか</u> 必須)	□MRI:最終施行日時:年月_	目:	
	□その他の検査():	
	最終施行日時:年月_	目:	
除外例	【生後 12 週未満】	□該当する	□該当しない
(<u>すべて該当しな</u>	(在胎 40 週未満で出生した場合には出産予定	日より数えて 12 週末	(満)
<u>い</u> ことが不可欠)			
	【知的障害など意思表示が困難な障害】	□該当する	□該当しない
	【被虐待児又はその疑いがある児童】	□該当する	□該当しない
	※18歳未満で該当しない場合に確認	した事項	
		• / /	
	□画像 □身体所見 □その	D他()
	□画像 □身体所見 □その □虐待防止委員会の開催や情報よ	,) :員会(必須)
		,) 員会(必須)
		共有 □倫理委) :員会(必須) □該当しない
	□虐待防止委員会の開催や情報す	共有 □倫理委	
	□虐待防止委員会の開催や情報す	共有 □倫理委 □該当する	□該当しない
	□虐待防止委員会の開催や情報す 【急性薬物中毒】	共有 □倫理委 □該当する <u>※</u> 深部温	□該当しない
	□虐待防止委員会の開催や情報す 【急性薬物中毒】	共有 □倫理委 □該当する <u>※</u> 深部温に □該当する	□該当しない
	□虐待防止委員会の開催や情報 【急性薬物中毒】 【低体温】	共有 □倫理委 □該当する <u>※</u> 深部温に □該当する	□該当しない
	□虐待防止委員会の開催や情報 【急性薬物中毒】 【低体温】	共有 □倫理委 □該当する <u>※深部温</u> □該当する	□該当しない
	□虐待防止委員会の開催や情報 【急性薬物中毒】 【低体温】 <u>°</u> 測定部位:	共有 □倫理委 □該当する <u>※深部温</u> □該当する	□該当しない こ限る □該当しない
	□虐待防止委員会の開催や情報 【急性薬物中毒】 【低体温】 <u>°</u> 測定部位:	共有 □倫理委 □該当する <u>※深部温</u> □該当する	□該当しない こ限る □該当しない
	□虐待防止委員会の開催や情報 【急性薬物中毒】 【低体温】 <u>°</u> 測定部位: 参考)・6歳未満 <35° ・6歳以上・	共有 □倫理委 □該当する	□該当しない こ限る □該当しない
	□虐待防止委員会の開催や情報 【急性薬物中毒】 【低体温】 <u>°</u> 測定部位: 参考)・6歳未満 <35° ・6歳以上・	共有 □倫理委 □該当する	□該当しない こ限る □該当しない
	□虐待防止委員会の開催や情報士 【急性薬物中毒】 【低体温】 <u>°</u> 測定部位: 参考)・6歳未満 <35° ・6歳以上 【代謝性障害・内分泌性障害】 【年齢不相応の血圧(収縮期)】	共有 □倫理委 □該当する	□該当しない こ限る □該当しない
	□虐待防止委員会の開催や情報す 【急性薬物中毒】 【低体温】	共有 □倫理委 □該当する	□該当しない こ限る □該当しない
	□虐待防止委員会の開催や情報士 【急性薬物中毒】 【低体温】 <u>°</u> 測定部位: 参考)・6歳未満 <35° ・6歳以上 【代謝性障害・内分泌性障害】 【年齢不相応の血圧(収縮期)】 参考)・1歳未満 <65mmHg ・1歳以上13歳未満 < (年齢×2)	共有 □倫理委 □該当する	□該当しない こ限る □該当しない

【中枢神経抑制薬、筋弛緩薬等による脳死判定への影響】	
□影響がある	□影響がない
※影響がないと判断した理由	
(最終投与からの経過時間、血中濃度測定、神経刺激装置による検査等、	、判断根拠を具体的
に記入して下さい。また、薬剤ごとに備考欄にも記入して下さい。)	
・鎮静薬、抗痙攣薬	
□ミダゾラム (備考)
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □)
□シノヒハム (備考)
)
□フェンタニル (備考)
□フェニトイン(備考)
□バルビタール (備考)
□その他()(備考)
・筋弛緩薬	
□ □臭化ベクロニウム (備考)
□ □ 臭化パンクニウム (備考)
□ □ 臭化ロクロニウム (備考)
□ スピログローグム (編号) (備考 □ その他 () (備考))
	,
・その他の薬剤	
□□□(備考)
□ □ □ (備考)
)
 <血中・尿中薬物スクリーニングにより把握した薬物>	
□スクリーニング実施せず	
□スグダーング美地とダーンが発出している。	
ロ大ル ガム	

第1回法的脳死判定

検査開始日時 :月日午前・午後時分
【開始時確認事項】
開始時体温 :℃(測定部位:)※深部温に限る。
確認) ・6 歳未満 ≥35℃ ・6 歳以上 ≥32℃ 開始時血圧 :/mmHg

• 1 歳未満 ≧ 65mmHg
・ 1 歳以上 13 歳未満 \ge (年齢 \times 2) + 65 mmHg ・ 13 歳以上 \ge 90 mmHg
□ 重篤な不整脈がないことを確認
昇圧薬の使用 : □有(薬品名) □無
中枢性神経抑制薬、筋弛緩薬等の薬物の影響:●ページ参照
□ 脳死判定に影響しないことを確認
【法的脳死判定での確認事項】
姿勢・運動の確認 「たっこうな」
自発運動: □有 □無
除脳硬直: □有 □無 □無 □無 □ □ □ □ □ □
けいれん: □有 □無
<u>意識レベル</u> JCS: かつ GCS:
瞳孔径 4mm 以上: 右) mm 左) mm
瞳孔固定 右)□有 □無 左)□有 □無
<u>脳幹反射</u>
対光反射 右)□有 □無 左)□有 □無
角膜反射
毛様脊髄反射 右)□有 □無 左)□有 □無
眼球頭反射 □有 □無
前庭反射
咽頭反射 □有 □無
「「「「」」」



較正電圧曲線の言	己録		
標準感度	単極導出 □記録		
	双極導出 □記録		
高感度	単極導出 □記録		
	双極導出 □記録		
刺激			
標準感度	単極導出 □呼名刺	激 及び □顔面痛み刺激	
	双極導出 □呼名刺	激 及び □顔面痛み刺激	
高感度	単極導出 □呼名刺	激 及び □顔面痛み刺激	
	双極導出 □呼名刺	激 及び □顔面痛み刺激	
アーチファクト			
標準感度	単極導出		
		□筋電図 □静電・電磁誘導 □その他()
	双極導出		
I. D. I.		□筋電図 □静電・電磁誘導 □その他()
高感度	単極導出		
		□筋電図 □静電・電磁誘導 □その他()
	双極導出		
	□体虭 □心竜凶 □	□筋電図 □静電・電磁誘導 □その他()
脳波所見			
総合判定:	□平坦脳波 (ECI)	□非平坦脳波 □判定不能	
備考欄			

補助検査
• 聴性脳幹誘発反応
□ 施行(以下に内容を記載) □ 施行せず
刺激側
□ 両耳刺激 □ 片耳刺激 (□左耳刺激 □右耳刺激)
刺激音強度
□ 最大音圧刺激(dB) □ その他(dB)
電極配置
□ Cz−A1 □ Cz−A2 加算回数回
□ I 波のみ □ I ~ V 波すべて消失 □ その他 ()
・その他の検査
検査名 及び 結果

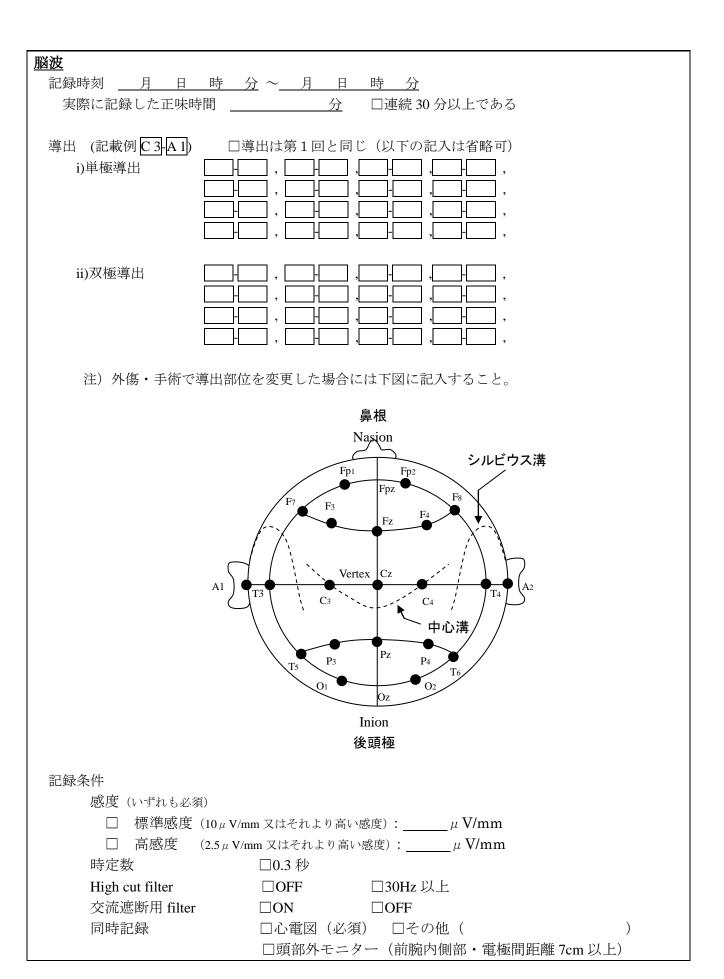
	テスト	テスト					
	開始前	開始時刻	分後	分後	分後	分後	人工呼吸
	()	(()	(:)	()	(:)	再開後
PaCO ₂ (mmHg)			_				
PaO ₂ (mmHg)							
血圧(mmHg)	/		/	1	/	/	
SpO_2							
① 血液ガス分析は② 酸素化には十分無呼吸テスト中無呼吸テスト中	は注意を払い、特 中の昇圧薬の 中の重篤な不	特に酸素化能低↑ 〉使用 : □ 「 整脈 : □	・血圧低下等に 有(薬品名 _. 有 □無	より継続が危険	と判断した場合	はテストを中止) □無	
テスト結果:				元·丁汉(4) 7	□ · C • > 11	<u> </u>	

【終了時確認事項】

終了日時 :月日午前・午後時分
終了時体温 :
終了時血圧 :/mmHg 確認) 収縮期
・ 1 歳未満 ≥ 65 mmHg ・ 1 歳以上 13 歳未満 $\geq (年齢 \times 2) + 65$ mmHg ・ 13 歳以上 ≥ 90 mmHg
終了時心拍数 :回/分 □ 重篤な不整脈がないことを確認

第2回法的脳死判定

※第2回法的脳死判定は、第1回法的脳死判定の終了時点から6時間以上(6歳未満は24時間以上)経過し てから開始する。 **検査開始日時**:____月___日午前・午後____時___分 【開始時確認事項】 開始時体温:______℃(測定部位:____)※深部温に限る。 確認) ・6 歳未満 ≥35℃ ・6 歳以上 ≥32℃ 開始時血圧:_____/__mmHg 確認) 収縮期 ≥ 65mmHg 1歳未満 ・1 歳以上 13 歳未満 ≧ (年齢×2) + 65mmHg · 13 歳以上 ≥ 90mmHg 開始時心拍数: 回/分 □ 重篤な不整脈がないことを確認 昇圧薬の使用: □有(薬品名 口無 中枢性神経抑制薬、筋弛緩薬等の薬物の影響:●ページ参照 □ 脳死判定に影響しないことを確認 【法的脳死判定での確認事項】 姿勢・運動の確認 自発運動: □有 □無 □無 除脳硬直: □有 除皮質硬直: □有 □無 □無 けいれん: 口有 <u>意識レベル</u> JCS: ______ かつ GCS: ____ **瞳孔径** 4mm 以上: 右) ______mm 左) _____mm 瞳孔固定 右)□有 □無 左)□有 □無 脳幹反射 対光反射 右) 口有 口無 左)□有□無 角膜反射 右) 口有 口無 左) 口有 □無 右) □有 毛様脊髄反射 □無 左) □有 □無 眼球頭反射 □有 □無 右) 口有 口無 左)□有□無 前庭反射 咽頭反射 □有 □無 □無 □有 咳反射



較正電圧曲線の言					
標準感度	単極導出 □記	録			
	双極導出 口記	绿			
高感度	単極導出 □記	録			
	双極導出 口記	録			
刺激					
標準感度	単極導出 □呼≈	宮刺激 及び	□顔面痛み刺激		
	双極導出 □呼≈	呂刺激 及び	□顔面痛み刺激		
高感度	単極導出 □呼≈	呂刺激 及び	□顔面痛み刺激		
	双極導出 □呼/	呂刺激 及び	□顔面痛み刺激		
アーチファクト					
標準感度	単極導出				
		☑ □筋電図 □	静電・電磁誘導	□その他()
	双極導出				
		☑ □筋電図 □	静電・電磁誘導	□その他()
高感度	単極導出	 -	. 45 . T. 27 . 25 . 25 . 25 . 25 . 25 . 25 . 25	_ = 11 .	
		凶 凵筋電凶 L	静電・電磁誘導	口その他()
	双極導出		. 表学系学		,
	□仲虭 □心竜	以 □肋龍凶 □	静電・電磁誘導	口での他()
脳波所見					
総合判定:	□平坦脳波 (ECI)	□非平坦脳	波 □判定不能	出	
備考欄					

・聴性脳幹誘発反応
□ 施行(以下に内容を記載) □ 施行せず
刺激側
□ 両耳刺激 □ 片耳刺激 (□左耳刺激 □右耳刺激)
刺激音強度
□ 最大音圧刺激(dB) □ その他(dB) 電極配置
\Box Cz-A1 \Box Cz-A2
加算回数
at a control and a control an
□ I 波のみ □ I ~ V波すべて消失 □ その他 ()
・その他の検査
検査名 及び 結果

PaCO ₂ (mmHg)	テスト 開始前 (<u>:</u>)	テスト開始時刻	分後	1) 69					
PaCO ₂ (mmHg)	,,	開始時刻	分後	1\ //					
PaCO ₂ (mmHg)	(:)	/		分後	分後	分後	人工呼吸		
PaCO ₂ (mmHg)		()	(:)	(:)	(:)	(:)	再開後		
PaO ₂ (mmHg)									
血圧(mmHg)	/		/	/	/	/			
SpO_2									
(留意点) ① 血液ガス分析は 2~3 分毎に行うこと。(6 歳未満では開始から 3~5 分後に行い、以後の採血時間を予測する。) ② 酸素化には十分な注意を払い、特に酸素化能低下・血圧低下等により継続が危険と判断した場合はテストを中止すること。 無呼吸テスト中の昇圧薬の使用: □有(薬品名 □ □無									
無呼吸テスト中の	の重篤な不	`整脈: □]有 □無						
テスト結果: [□自発呼吸	め消失を確	認 □自	発呼吸あり	口その作	也()		

【その他判定を行った医師が特に必要と認めた事項】

【終了時確認事項】

終了日時 :月日午前・午後時分
終了時体温 :℃(測定部位:)※深部温に限る。
確認) ・ 6 歳未満 ≥35℃ ・ 6 歳以上 ≥32℃
終了時血圧:/mmHg
確認)収縮期
・ 1 歳未満 ≧ 65mmHg
・ 1 歳以上 13 歳未満 ≧ (年齢× 2) + 65mmHg
・13 歳以上 ≧ 90mmHg
終了時心拍数 :回/分
□ 重篤な不整脈がないことを確認

法的脳死判定結果 □法的に脳死と判	□脳死と判定されない。		
判定日時(*第2回脳死判定終了時刻)			
年	日 午前・午後_	時	_分
判定医療機関			
名称			
判定医			
(第1回目判定医)			
氏名	専門医、	認定医資格	科
(記名押印 又は 自筆署名)			
氏名	専門医、	認定医資格	科
(記名押印 又は 自筆署名) 所属医療機関の名称及び所在地			_
氏名	専門医、	認定医資格	科
(記名押印 又は 自筆署名) 所属医療機関の名称及び所在地			
氏名	専門医、	認定医資格	科
(記名押印 又は 自筆署名) 所属医療機関の名称及び所在地			
(第2回目判定医)			
氏名	専門医、	認定医資格	科
(記名押印 又は 自筆署名) 所属医療機関の名称及び所在地			
氏名	専門医	、認定医資格	科
(記名押印 又は 自筆署名) 所属医療機関の名称及び所在地			
氏名	専門医、	認定医資格	科
(記名押印 又は 自筆署名) 所属医療機関の名称及び所在地			
	専門医	、認定医資格	科
(記名押印 又は 自筆署名) 町属医療機関の名称及び前在地			

□ 脳死判定を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示して

いたときは、当該書面の写し

□ なし